

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業
入札説明書等に関する質問への回答

令和2年11月
(令和2年11月11日修正版)

立川市

入札説明書に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
1	11	第3	1					入札参加者の構成等	応募者は、設計・建設・厨房機器等調達設置・工事監理・維持管理・運営の各業務をSPCから直接受託又は請け負う企業で構成するグループですので、それ以外のアドバイザー等は、参加資格申請の対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	アドバイザー等が、代表企業、構成企業又は協力企業の場合は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録がある必要があります。様式2-8「その他の業務を行う者の参加資格等要件に関する書類」をご提出ください。
2	14	第3	3			セ		入札参加者の制限	「給食配送・回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとするものは、複数の入札参加者の協力企業となることができる」とあります。配送・回収業務だけ複数の入札参加者の協力企業になれる、その意図は何でしょうか。一般の構成企業では複数の構成企業になれないという縛りがあるのに、なぜでしょうか。また、配送・回収業務以外の協力企業は、複数の入札参加者の協力企業となれるのでしょうか。	前段：給食配送・回収業務を実施する企業が限定されること等を想定しています。 後段：配送・回収業務以外を実施する協力企業は、複数の入札参加者の協力企業となることはできません。
3	15	第3	4					特定目的会社の設立等	SPCは、事業予定地内に設立することは不可とありますが、設立時は、立川市内の構成企業等の事務所とし、建物完成後に新センターへ住所を変更することは可能でしょうか。	不可とします。
4	15	第3	4					特定目的会社の設立等	「SPCの株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができないものとする。」とありますが、金融機関による担保権の設定等については、基本的に承諾を得られるとの認識で良いでしょうか。	本事業に係るファイナンスを行う金融機関による担保権の設定等については、お見込みのとおりです。
5	19	第5	2	(9)				ヒアリング等	ヒアリング等の詳細は該当事者に別途連絡するとなっておりますが、大枠の話として、動画や模型などを持ち込んだプレゼンテーションを想定されていますでしょうか。	プレゼンテーションについては、提案書類に記載されている内容に限定し、動画や模型などの追加的な提案は不可とすることを想定しています。
6	21	第6	3	(2)				落札者を決定しない場合	入札参加者が2者未満であることが明らかである場合は再公募となる可能性はございますでしょうか。	現時点では未定です。
7	21	第6	3	(2)				落札者を決定しない場合	「事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者が2者未満」の場合は「特定事業の選定を取り消す」とありますが、入札参加者が2者で、その内1者が入札したものの「落札者決定基準」P3の審査手順に記載されている様に、入札書類審査の過程で失格になった場合は、入札参加者が1者と見なされて特定事業の選定が取り消され、入札が成立しないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	21	第6	3	(2)				落札者を決定しない場合	予定価格以下であっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないと解釈される場合もあるのでしょうか。	想定していません。
9	23	第7	1		⑥	キ		不発弾調査	市が実施する現況地盤面より-1.5mまでの水平調査は計画敷地内全域を調査すると考えて宜しいでしょうか。その際、既存樹木の範囲はどのように調査されるのでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：不発弾調査に先立ち、既存樹木は全て伐採する予定です。
10	24	第7	4			ア		一時支払金（消費税及び地方消費税相当額	(ア)及び(イ)の税抜金額をお示ください。また(ウ)の消費税の端数処理方法をお示ください。	前段：(ア)(イ)(ウ)について個別に税抜金額を算出するのではなく、(ア)+(イ)+(ウ)の合計金額(一時支払金)について税抜金額を算出してください。 後段：端数は小数点以下切り捨てとします。

入札説明書に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
11	24	第7	4			ウ		資金計画・事業収支計画に関する条件	運営費については、要求水準書「資料8 児童・生徒数の推移」を参考にありますが、資料9の間違いでしょうか。	ご指摘のとおりです。入札説明書を修正します。
12	25	第7	5			ア		本市の費用負担	会議室の光熱水費も市のご負担ですが、この会議室とは要求水準書P36の設計業務対象施設に係る要件の④一般エリア：一般区域のイに記載されている会議室の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	25	第7	5					本市の費用負担	アについては、サービス対価とは別に、貴市が事業者に支払うという理解でよろしいでしょうか。また、イについては、貴市が電話会社等に直接支払うという理解でよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：お見込みのとおりです。
14	27	第8	1	(1)				契約	仮事業契約の締結後、「参加資格要件を満たさなくなったとき」以外で本契約の議案が市議会で議決されない場合があるのでしょうか。	特段の想定はありません。
15	27	第8	1	(1)				契約の条件	「基本協定書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。」とありますが、落札者決定後、発注者と受注者間で基本協定書の内容についての確認及び協議の場を設けて頂けますようお願いいたします。	条文の意味を明確にするための確認及び協議の場は設けます。
16	27	第8	2	(3)				事業契約の概要	「事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。」とありますが、落札者決定後、発注者と受注者間で事業契約書の内容についての確認及び協議の場を設けて頂けますようお願いいたします。	条文の意味を明確にするための確認及び協議の場は設けます。
17	29	第9	1	(1)				入札参加資格審査書類	副本については、各種押印書類、登記簿謄本や納税証明書など、すべて正本のコピーでよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
18	29	第9	1	(1)	②			定款	入札参加資格審査書類の定款は原本証明が必要でしょうか。	必要です。
19	29	第9	1	(1)	②			入札参加資格審査に関する提出書類	定款や決算報告書には原本証明は不要という理解でよろしいでしょうか	定款は原本証明を合わせてご提出ください。決算報告書の原本証明は不要です。
20	29	第9	1	(1)	②			入札参加資格審査書類	納税証明書の「その3の3」をご提出するという理解でよろしいでしょうか。また、納税証明書は原本のご提出が必須でしょうか。	前段：納税証明書その3の3及び直近の法人住民税の納税証明書(1年分)を提出してください。 後段：お見込みのとおりです。
21	29	第9	1	(1)	②			納税証明書	入札参加資格審査書類の納税証明書は(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用)のみを提出すればよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問への回答No.20をご参照ください。
22	29	第9	1	(1)	②			入札参加資格審査に関する提出書類	納税証明書については、その3の3を提出すればよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問への回答No.20をご参照ください。

入札説明書に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
23	29	第9	1	(1)	②			納税証明書	入札参加資格審査書類の納税証明書は下記の内容で宜しいでしょうか。 ①法人税、消費税及び地方消費税 その3の3 ②法人住民税(法人都道府県民税、法人市町村民税)直近2年分 また、すべて写しで宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問への回答No.20をご参照ください。
24	29	第9	1	(1)	②			入札参加資格審査書類	納税証明書の指定がありませんが、提出する証明書の種類は任意(その3-3等)でしょうか？	入札説明書に関する質問への回答No.20をご参照ください。

事業契約書(案)に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		○	2	3		6	3			本事業の事業方式	機械警備機器は警備契約に設備代も含まれる契約(レンタル)が一般的であり、買取型とした場合、設備の修繕・更新を所有者が行わなければならないこと、買取型とした場合でも警備契約料金は大きく変わらないことから、買取型を選択する利点はあまりありません。また、事業期間終了後の貴市による施設運営を見据えた場合でも、上記の理由からレンタル契約にすることが望ましいと思われまますので、機械警備機器及びAEDについてはレンタル契約での提案も可としていただけないでしょうか。	可能とします。
2		○	2	3		6	3			本事業の事業方式	本施設の引渡し前に設置された備品等については、本施設の引渡しと同時に、その所有権が、市に移るという理解でよろしかったでしょうか。その場合には、その旨明記して頂けますでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:原案のとおりとします。なお、「建設・工事監理業務」に、厨房機器等の調達及び設置業務、什器・備品等の調達及び設置業務、食器・食缶等の調達業務を含んでおります。
3		○	2	3		6	5			本事業の事業方式	「維持管理期間及び運営期間中、維持管理及び運営業務の遂行に必要な範囲で、市が所有する事業用地及び本施設を無償で使用することができる。」とありますが、配送校敷地及び同配膳室も含まれると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)を修正します。
4		○	5	4		12	8			設計に伴う各種調査	「事前調査の誤り又は過失」とあるのを、「事前調査に関する故意又は過失による誤り」と変更して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
5		○	5	4		12	7 8			設計に伴う各種調査	事業者が行う各種調査で、入札公告で公表された資料から予測が不可能な地下埋設物及び土地の瑕疵、地質・地盤の状態が発見され、それらにより追加費用や工期の遅延等が発生した場合は、市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約約款第23条第6項をご参照ください。
6		○	5	4		13	1			設計に係る許認可及び届出	設計に係る許認可及び届出の中で、事業者が取得すべき許認可のうち市が担う役割(資料提供等)の不履行や、市が取得すべき許認可の取得遅延や失効に起因して事業者に追加費用や工期の遅延が発生した場合は、市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	設計に係る許認可及び届出については、事業契約約款第13条第1項に記載のとおり、事業者の責任及び費用において行ってください。なお、同条第2項に記載のとおり、市は、事業者からの要請があった場合、事業者の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行います。
7		○	5	4		15	2			設計の変更	貴市にご負担をいただく設計変更にかかる追加的費用には、合理的な金融費用も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8		○	6	4		15	5			設計の変更	「設計変更の費用及び変更による追加的費用は、…市の責めに帰すべき事由に基づく場合には、市が負担し」とありますが、事業者の責めに帰すべき事由によらない市からの要求水準変更・設計変更の指示は、この「市の責めに帰すべき事由」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約約款第15条第5項に記載のとおり、当該要求水準変更・設計変更が、市の責めに帰すべき事由に基づく場合及び不可抗力又は本事業に直接関連する法令の法令変更に基づく場合には、市が負担します。
9		○	6	4		15	5			設計の変更	但書きについては、趣旨を明確にするため以下の変更をご検討下さい。 【変更前】ただし、…不可抗力又は本事業に直接関連する法令(租税に係る法令を除く。)の法令変更に基づく場合は、市が負担する。 【変更後】ただし、…不可抗力に基づく場合は第73条の定めるところに従って、又は本事業に直接関連する法令(租税に係る法令を除く。)の法令変更に基づく場合は、第76条の定めるところに従って、市が負担する。	原案のとおりとします。

事業契約書(案)に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
10		○	6	4		15	5			設計の変更	公表されている入札説明書等には書かれていないことで、市から設計変更を要求されて追加費用や工事の遅延が発生した場合は、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約約款第15条第5項に記載のとおり、当該設計変更が、市の責めに帰すべき事由に基づく場合及び不可抗力又は本事業に直接関連する法令の法令変更に基づく場合には、市が負担します。それ以外については、市と事業者の協議によるものとします。
11		○	6	4		16	1			設計図書等についての責任	本定めを、事業者の責による事由により増加費用及び損害賠償が発生した場合には、事業者がかかる費用や損害を負担する内容に変更して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
12		○	6	4		16	1			設計図書等についての責任	但書きについては、趣旨を明確にするため以下の変更をご検討下さい。 【変更前】ただし、…不可抗力又は本事業に直接関連する法令(租税に係る法令を除く。)の法令変更に基づく場合は、市が負担する。 【変更後】ただし、…不可抗力に基づく場合は第73条の定めるところに従って、又は本事業に直接関連する法令(租税に係る法令を除く。)の法令変更に基づく場合は第76条の定めるところに従って、市が負担する。	原案のとおりとします。
13		○	7	4		17	4			設計の完了	「市は…不一致又は矛盾がないことを確認したとき、又は前項の確認を行ったときは、事業者に対し…通知する」とありますが、当該通知は第1項に基づき事業者が設計図書等を提出してから10日程度を目安に通知いただける、との理解でよいでしょうか。	確認から通知までの日数の目安は設けておりませんが、遅滞なく通知を行います。
14		○	7	4		17	4			設計の完了	貴市が設計図書等に対する内容確認の通知につきましては、書面での通知をいただけますでしょうか。	書面で通知します。
15		○	10	5		22	8			建設に伴う各種調査	「事前調査の誤り又は過失」とあるのを、「事前調査に関する故意又は過失による誤り」と変更して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
16		○	10	5	1	22	8			建設に伴う各種調査	事業者が行う各種調査で、入札公告で公表された資料から予測が不可能な地下埋設物及び土地の瑕疵、地質・地盤の状態が発見され、それらにより追加費用や工期の遅延等が発生した場合は、市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約約款第23条第6項をご参照ください。
17		○	11	5	1	23	6			地中埋設物等	「地中埋設物等が、通常想定される規模のものである場合はこの限りではない。」とありますが、通常想定規模をお教え下さい。	「通常想定される規模」の地中埋設物等とは、公表資料等から予見可能な地中埋設物等、及び一般的に想定される規模の地中埋設物等を意味します。
18		○	11	5	1	23	6			土地の瑕疵	「ただし、地中埋設物等が、通常想定される規模のものである場合はこの限りではない。」とありますが、通常想定される地中埋設物とはどのようなものを想定されているのでしょうか。ご指示ください。	事業契約書(案)に関する質問への回答No.17をご参照ください
19		○	11	5	1	24	1			建設に係る許認可及び届出	建設に係る許認可及び届出の中で、事業者が取得すべき許認可のうち市が担う役割(資料提供等)の不履行や、市が取得すべき許認可の取得遅延や失効に起因して事業者に追加費用や工期の遅延が発生した場合は、市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	建設に係る許認可及び届出については、事業契約約款第24条第1項に記載のとおり、事業者の責任及び費用において行ってください。なお、同条事業契約約款第24条第2項に記載のとおり、市は、事業者からの要請があった場合、事業者の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行います。

事業契約書(案)に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
20		○	11	5	1	25	1			建設工事に伴う近隣対応・対策	本条に規定の近隣対応・対策につきまして、事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることが困難な騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響など事業者の責めに帰すべきでない事由により近隣を含む第三者に損害が生じた場合又は苦情処理等の対応が必要となった場合は、貴市のご負担にて処理・解決いただき、必要と認められる工期の延長をお認めいただけませんか。	要求水準書第3の3(3)②に記載のとおり、事業者は、建物工事による近隣住民等への影響を検討し、適切な対策を講じるとともに、問題が生じた場合には、事業者の責任において適切に対処してください。なお、事業契約約款第25条第2項に記載のとおり、市は、事業者からの要請がある場合、事業者による近隣対応・対策に対し必要な協力を行います。
21		○	12	5	1	28	3			市による中間確認	本定めを、「破壊を伴う中間確認及びその復旧に係る費用は、事業者の負担とする。ただし、当該費用の発生が市の責によるものである場合には、市の負担とする。」と変更して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
22		○	13	5	2	30	1			工期変更による費用負担	本条項の「市の責めに帰すべき事由」には、第29条第1項に基づく市からの工期変更請求も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23		○	13	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	ここでいう「合理的な増加費用」とは、金融コストやSPC関連費用も含むとの理解で宜しいでしょうか。	当該工期の変更又は引渡し日の遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
24		○	13	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	貴市にご負担をいただく工期変更に伴う事業者の追加的費用には、合理的な金融費用も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25		○	13	5	2	31	2			工事の一時中止	ここでいう「合理的な増加費用」とは、金融コストやSPC関連費用も含むと理解して宜しいでしょうか。	当該、建設・工事監理業務の一時中止に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
26		○	14	5	3	33	3			市による完成確認	本定めを、「破壊を伴う完成確認及びその復旧に係る費用は、事業者の負担とする。ただし、当該費用の発生が市の責によるものである場合には、市の負担とする。」と変更して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
27		○	14	5	3	34	2			完成図書及び完成確認の結果通知	「市は…水準又は仕様を満たしていることが確認できたときには、事業者に対し、速やかに完成確認の結果通知を交付しなければならない。」とありますが、第1項に基づき完成図書を貴市に提出して以降、5営業日程度を目安に結果通知を交付頂ける、との理解でよいでしょうか(今後の引渡しスケジュールに関連するため、事前確認させて頂きたい趣旨です。)	事業契約約款第33条に記載のとおり、市は、事業者による自主完了検査等の結果報告を受けた日から14日以内に完成確認を実施するものとしており、その結果通知は、完成確認後、速やかに交付します。
28		○	15	5	4	35				建設・工事監理業務中に第三者に及ぼした損害	事業者が善管注意義務を果たしても発生した第三者損害の賠償については、市による負担としていただけないでしょうか。	建設・工事監理業務に関して第三者に及ぼした損害のうち、事業者の責めに帰すべき事由によるものは、事業者が賠償し、自らの責任及び費用負担で対処してください。事業者の責めに帰すべき事由によらないものは、事業契約約款第75条及び第76条の規定によるものとします。
29		○	15	5	4	36	2			建設工事期間中の保険	保険契約書とは保険契約申込書のことを指しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
30		○	15	5	4	36	2			建設工事期間中の保険	「保険証書の写しを…速やかに提出しなければならない」とありますが保険契約締結後、保険証券の発行まで1か月ほどかかります。従いまして、その代替として付保証明書の提出をさせていただくことで問題ないでしょうか。	可能とします。ただし、保険証書の写しは発行され次第、速やかに提出してください。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
31		○	15	5	5	37	1			設計及び建設・工事監理業務の契約保証	「事業者は、…この契約の締結と同時に、…付さなければならない」とありますが、契約保証金の納付や履行保証保険契約の締結は市議会議決の翌日までに行う必要があるという認識でよろしいでしょうか。	本契約の契約締結日(立川市議会の議決を得てから7日以内)までに締結してください。
32		○	15	5	5	37	1	(5)		設計及び建設・工事監理業務の契約保証	各構成員が各業務毎に履行保証保険を締結する場合、各履行保証保険の保険金額合計が契約保証金額を上回っていれば、契約保証金の納付を免除いただけるのでしょうか。	保証の額が事業契約約款第37条第2項に記載の金額以上であれば、各企業がそれぞれ履行保証保険を締結しても構いません。
33		○	16	5	5	37	3			設計及び建設・工事監理業務の契約保証	「本条第1項の…契約保証金の納付を免除するものとする。」とありますが、これは、例えば契約保証金額の20%を現金で納付し、残り80%を履行保証保険契約でカバーすることが可能でしょうか。	可能です。
34		○	17	5	6	39	2			本施設の引渡しの方法	本施設の引渡しに際して生じる費用とは、どういった費用を想定されておりますでしょうか。	必要な諸手続きに係る費用を想定しています。
35		○	17	5	6	43	1			契約不適合責任	契約不適合に伴う履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完請求ができないものとさせていただきませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
36		○	17	5	6	43	1			契約不適合責任	契約不適合に伴う損害賠償請求権については、契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らし事業者の責に帰すべきではない事由により生じた場合は、行使されることはないものと理解してよろしいでしょうか。	契約不適合等が生じた事実ごとに、市と事業者の協議を踏まえて判断します。
37		○	17	5	6	43	2			契約不適合責任	建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等の契約不適合責任期間については、市が検査し直ちにその履行の追完を請求しなければ事業者はその責を負わない(検査において一般的な注意のもとで発見できなかった契約不適合については、工事完成引渡の日から1年を経過する日まで請求等ができる。)ものとさせていただきませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
38		○	17	5	6	43	4			契約不適合責任	契約不適合もしくは損害が、事業者の故意又は重大な過失によって生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とするとあるが、重大な過失の内容をご教示願います。	「重大な過失」とは、一般的な意味合いで使用していますが、契約不適合等が生じた事実ごとに、市と事業者との協議を踏まえて判断します。
39		○	17	5	6	43				契約不適合責任	契約不適合責任を負う場合を、事業者に帰責事由がある場合に限定して頂けますでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問への回答No.36をご参照ください。
40		○	17	5	6	41				所有権保存登記	表題登記についても、その手続きは貴市が行い、事業者は必要な書類の提供のみを行うという理解でよろしいでしょうか。	本施設に関する所有権保存登記は行わない予定ですが、万が一、登記の必要が生じた場合には、事業者が必要な書類の提供に加え、所有権保存登記手続きに係る費用を負担することを想定しています。手続きは市が行います。
41		○	18	6	1	45	6			維持管理及び運営業務の第三者への委託	事業者から委託された本条第1項の維持管理及び運営業務の一部を第三者に委託するときは事前に通知するとあるが、事前通知の日程に制限はございませんでしょうか。	委託する場合は、速やかに市に通知してください。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
42		○	19	6	1	47	1			維持管理及び運営業務に係る許認可及び届出	維持管理及び運営業務に係る許認可及び届出の中で、事業者が取得すべき許認可のうち市が担う役割(資料提供等)の不履行や、市が取得すべき許認可の取得遅延や失効に起因して事業者に追加費用や供用開始の遅延が発生した場合は、市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理及び運営業務に係る許認可及び届出については、事業契約約款第47条第1項に記載のとおり、事業者の責任及び費用において行ってください。なお、同条第2項に記載のとおり、市は、事業者からの要請があった場合、事業者の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行います。
43		○	21	6	2	52	1			維持管理及び運営業務に係る業務報告	業務報告書の提出に関し、押印や報告書の精査を行うため、毎月5営業日ではなく、毎月10営業日に変更していただけますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
44		○	23	6	3	55	2			維持管理及び運営業務の一時中止	「一時中止に伴う増加費用」は、維持管理・運営業務に係る増加費用の他、合理的な金融コストやSPC関連費用も含むと理解して宜しいでしょうか。	維持管理及び運営業務の一時中止に伴う増加費用及び事業者に生じた損害額として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
45		○	24	6	4	57	4			食中毒事故等	「自らの責任と費用負担において、」という部分を削除して頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
46		○	24	6	4	57	5			食中毒事故等	原因解明に最善の努力を尽くした場合の結果の承認については、市は、合理的な理由なしに、拒絶することができない旨の定めを追加して頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
47		○	24	6	4	57	6			食中毒事故等	貴市と事業者間のリスク分担明確化のため、以下の変更をご検討下さい。 【変更前】…市が実施する食材調達、市からの情報伝達… 【変更後】…市が実施する食材調達、検収、市からの情報伝達…	ご指摘を踏まえて、事業契約書(案)を修正します。
48		○	24	6	4	57	7	(2)		食中毒事故等	5行目の趣旨について確認させて下さい。 「…その他、市又は事業者による損害賠償は行わないこと。」とありますが、「…その他、市又は事業者は相手方に対する損害賠償責任を負わないこと。」との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49		○	25	6	4	58	3			維持管理及び運営業務に係る保険	保険契約書とは保険契約申込書のことを指しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
50		○	25	6	4	58	3			維持管理及び運営業務に係る保険	「保険証書の写しを…速やかに提出しなければならない」とありますが保険契約締結後、保険証券の発行まで1か月ほどかかります。従いまして、その代替として付保証明書の提出をさせていただくことで問題ないでしょうか。	可能とします。ただし、保険証書の写しは発行され次第、速やかに提出してください。
51		○	25	6	5	59				維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理及び運営業務期間の15年間契約保証金を差し入れ続けるといのは、多額の資金を固定化しなければならずコストも多大となります。維持管理及び運営業務期間の契約保証金納付を免除していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
52		○	25	6	5	59	1	(5)		維持管理及び運営業務の契約保証	各構成員が各業務毎に履行保証保険を締結する場合、各履行保証保険の保険金額合計が契約保証金額を上回っていれば、契約保証金の納付を免除いただけるのでしょうか。	保証の額が事業契約約款第59条第2項に記載の金額以上であれば、各企業がそれぞれ履行保証保険を締結しても構いません。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
53		○	25	6	5	59	2			維持管理及び運営業務の契約保証	「維持管理及び運営業務の各事業年度のサービス対価の金額の100分の10以上」を納付または履行保証保険等の付保が必要とされておりますが、一般に維持管理・運営業務についての履行保証保険は保険会社の付保条件が厳しく、保険料が高くなるか付保できない場合が想定されます。維持管理・運営業務についての契約保証は免除とさせていただきますことは可能でしょうか。 内閣府の「契約に関するガイドライン」P.126でも「管理者等は、履行担保のための保険料負担が契約金額に転嫁される結果ともなり得ることに留意しつつ、選定事業者に対して付保を義務付ける履行保証保険の内容について、選定事業者の履行能力を評価の上、その効果とかかる費用とを見極めて個々に検討することが望ましい。」とされております。	原案のとおりとします。
54		○	26	6	5	59	2			保証の額	「維持管理及び運営業務の各事業年度のサービスの対価」の金額は、様式H-2の①維持管理費と②運営費の事業年度のサービス対価の額であり、その他費用は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	その他費用を含みます。「維持管理及び運営業務の各事業年度のサービスの対価」の金額は、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」のうち、各事業年度における金額とします。
55		○	26	6	5	59	3			維持管理及び運営業務の契約保証	「本条第1項の…契約保証金の納付を免除するものとする。」とありますが、これは、例えば契約保証金額の20%を現金で納付し、残り80%を履行保証保険契約でカバーすることが可能でしょうか。	可能です。
56		○	29	9		68	1	(3)		市による契約の終了	契約解除事由として「事業者がこの契約に違反し、市が相当の期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されず、かつ、当該違反により本事業の目的が達成できないと認められるとき」との記載がございますが、事業者の責に帰すべきではない事由により本事業の目的が達成できないと認められる場合には、事業者は免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	第68条第1項については、事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の目的が達成できないと認められる場合の規定になります。
57		○	31	9		68	4			市による契約の終了	基本協定書(案)第12条第1項各号のいずれかに該当し事業契約が解除されることとなった場合には、本条本項第1号、第2号の違約金支払い義務も生じるのでしょうか。	お見込みのとおりです。基本協定書(案)と事業契約書(案)の対応関係が明確となるよう、事業契約書(案)を修正します。あわせて、違約金の割合について、基本協定書(案)を修正します。
58		○	31	9		68	4	(1)	イ	市による契約の終了	「市は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は、事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使すること。」とありますが、プロジェクトファイナンスでは、出来形部分についても、金融機関が担保権を設定するため、市が検査の上、合格した部分については、買い取りを拒否しないと理解してよいでしょうか。	原案のとおり、本市において、いずれかの権利を行使します。なお、出来形部分を買取る場合には、市が確認し、要求水準を満たしていると認められる部分については、買い取りを拒否しません。
59		○	31	9		68	4	(1)	イ	市による契約の終了	金融機関から融資を受ける予定ですが、出来形部分は、事業契約が解除された場合の唯一の返済原資であるため、受注者帰属に依らず発注者が出来形部分を買って頂けるようお願いいたします。	原案のとおりとします。
60		○	31	9		68	4	(1)		市による契約の終了	金融機関が設計・建設期間中にSPCに対して融資を行う場合、貴市にSPCが受領する設計・建設等のサービス対価が唯一の返済原資となります。金融機関からの資金調達に困難となりますし、社会通念上の不利益が発生しないよう、本施設の出来形部分が存在する際には、出来形部分について貴市に買い取りをいただけますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
61		○	32	9		69	2	(1)	イ	事業者による契約の終了	貴市にご負担をいただき、本施設の引渡し前における契約解除によって事業者が生じた追加費用には、合理的な金融費用も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
62		○	32	9		69	2	(2)	イ	事業者による契約の終了	貴市にご負担をいただき、本施設の引渡し後における契約解除によって事業者が生じた追加費用には、合理的な金融費用も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63		○	33	9		71	2	(1)	イ	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	貴市にご負担をいただき、法令変更または不可抗力等を起因とした契約解除によって事業者が生じた追加費用には、合理的な金融費用も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64		○	35	10		73	3			法令変更に係る協議及び追加費用の負担	法令の新設や変更により新たな点検等が義務付けられた場合は、本事業に直接関連する法令の法令変更該当するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65		○	35	10		73	3			法令変更に係る協議及び追加費用の負担	実施方針資料1リスク分担表(税制度リスクと法制度リスク)に係るリスク分担を踏まえ、本項の趣旨について確認させて下さい。 「…本事業に直接関連する法令(租税に係る法令を除く。)の法令変更、又は消費税等に関する法令変更の場合は…」とありますが、「…本事業に直接関連する法令(租税に係る法令を除く。)の法令変更、又は租税に係る法令の変更(事業者の利益に係る税制度の変更を除く。)の法令変更の場合は…」と同義との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66		○	40	14		83	1			秘密保持	「秘密」の定義を追加して頂いたうえで、事業者が、「本事業に関して知った情報」及び「本事業の実施を通じて知った情報」に限定して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、「秘密」とは秘密情報を指し、一般的な意味合いで使用しています。

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	a)	項目等	質問内容	回答
1	2	45	2						ペナルティの基本的考え方	該当する業務に相当する金額とは、別紙4表2サービスの対価の構成の項目欄にある「(2)維持管理業務費」「(3)運営業務費」「(4)その他の費用」の区分のことを指し、維持管理業務においてペナルティ対象事象が生じた場合は「(2)維持管理業務費」が減額され、運営業務においてペナルティ対象事象が生じた場合は「(3)運営業務費」が減額されるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2	45	2	(2)					図1 モニタリング及びペナルティの考え方	減額：一日あたりのサービス対価(業務水準未達分)×1.5×日数の計算式において、一日あたりのサービス対価の計算方法は年間サービス対価÷事業年度日数(365日)との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。一日あたりのサービス対価(業務水準未達分)の計算方法は当該年度のサービス対価(業務水準未達分)÷事業年度日数(365日。閏年においては366日)となります。
3	2	45	2	(2)					図1 モニタリング及びペナルティの考え方	サービス対価の減額について、契約解除まではいかない場合、最大でどの程度減額されるかご教示いただけますでしょうか。	「図1 モニタリング及びペナルティの考え方」のとおり、ペナルティの範囲と日数により決定します。
4	2	46	3						図1 モニタリング及びペナルティの考え方	図1のモニタリング及びペナルティの考え方に記載されている日数が、事象の発生から改善勧告まで6日間、協議まで11日間、改善計画書提出まで18日間の日数は、事象の大小に関わらず、概ね同程度とのお考えでしょうか。	図1の月日は例示であり、改善計画書提出の期限については、市と事業者の協議により定めるものとします。
5	2	46							サービス対価の減額	図1モニタリング及びペナルティの考え方の減額についてですが、施設の全部または一部の利用が本来有すべき機能にてできない場合、「1日当たりのサービス対価(使用不可施設対応)×1.5×日数」とあります。この「使用不可施設対応」とは具体的にどのように算定されるのでしょうか。	モニタリングの結果により判断します。
6	3	47							建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	維持管理及び運営業務期間中において、本施設に関して貴市が付保する保険・共済等がありましたら、その補償内容等をご教示ください。	建物総合損害共済に加入する予定です。
7	3	47							建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	てん補限度額や免責金額等、記載がない保険条件については事業者の提案に委ねるという理解で正しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	3	47							建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	念の為確認させてください。維持管理及び運営業務期間中の保険は通常1年の保険期間となりますので、期間1年の保険契約を都度更新して付保することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	3	47	表1						期間	用語の統一のため、以下の変更をご検討ください。 【変更前】維持管理及び運営業務期間 【変更後】運営業務期間(または維持管理期間) 理由としてですが、事業契約書(案)第8条カッコ書きにおいて、次のとおり運営業務期間が定義されております。 「(以下、開業準備期間及び運営期間を含めて「運営業務期間」という。) このため、運営業務期間＝維持管理期間となります。	原案のとおりとします。

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	a)	項目等	質問内容	回答
10	4	48							割賦原価に係る消費税	税制改正により「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の割賦原価に係る消費税及び地方消費税額は、一時支払金と合わせて一括してお支払いいただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦原価)にかかる消費税相当分の資金調達コストについては、予定価格に含んでいます。
11	4	48	1						サービスの対価の構成	2018年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払い基準が廃止され、原則法が適用されることとなっています。このため施設整備に係るサービス対価について、将来に亘る割賦原価を含めた全額に対し施設引渡し年度の売り上げとして認識され、当該金額に係る消費税がSPCIに課税されることとなります。施設整備に係る消費税相当額は、一時金支払いのタイミングで一括してお支払い頂くようお願いします。	原案のとおりとします。 なお、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦原価)にかかる消費税相当分の資金調達コストについては、予定価格に含んでいます。
12	4	48	1						工 運営費	配送車両の調達費は、購入・リースの方式によらず、給食配送・回収費として、平準化して支払われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	4	48	1		①					基準金利の確定日は、本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前とされていますが、基準金利がマイナスとなった場合の下限は0%(ゼロフロア)との理解でよろしいでしょうか。	別紙4の1①に記載のとおり、基準金利は、本施設の引渡し予定日の2営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継もしくは代替ページ)に掲載されている6箇月LIBOR ベース15年物(円/円)金利スワップレートとし、これがマイナスとなる場合には、基準金利を0%とします。
14	4	48	1		①				元利均等払いの端数処理について	「割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とし…」とありますが、第1回から第59回を元利均等払いとし、端数処理分については最終回で調整することでよいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
15	4	48	1		①				基準金利確定日について	趣旨の明確化のため、以下の変更をご検討ください。 【変更前】基準金利は、本施設の引渡し予定日の2営業日前… 【変更後】基準金利は、本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前…	原案のとおりとします。 なお、解釈としてはお見込みのとおりです。
16	4	48	1		①				設計及び建設・工事管理業務のサービスの対価	事業者における長期的な安定した事業遂行の観点から、基準金利確定日においてLIBORの公表が停止されていた場合には、発注者と事業者、金融機関での協議の場を設けていただけます様にお願いいたします。	LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いることとしますが、確認のための協議の機会は設ける予定です。
17	4	48	1		①				設計及び建設・工事管理業務のサービスの対価	2018年度税制改正の長期割賦販売等に係る延払基準廃止に伴い、SPCIは、本施設引渡し年度において、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価全額(将来受け取る割賦原価分を含む)に対する消費税相当分を納付する必要があり、SPCIにおいて消費税納付にかかる多大な資金負担が発生します。よって、以下どちらかの対応をお願いいたします。 ①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦部分を含む)に係る消費税相当分については、一時支払金支払いのタイミングにて一括で貴市よりお支払いいただく。 ②設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦原価)にかかる消費税相当分も割賦手数料の対象として、割賦原価に含まれるようご修正をいただく。(現状、割賦原価には消費税が含まれていないため、金利変動リスクを排除できず、金融機関等からの資金調達が困難となっています。)	原案のとおりとします。 なお、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦原価)にかかる消費税相当分の資金調達コストについては、予定価格に含んでいます。

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	a)	項目等	質問内容	回答
18	4	49	3		①				割賦金利計算期間と請求書発行時期について	割賦金利の計算期間と請求書発行時期について以下の理解でよいでしょうか。 割賦金利計算期間: 四半期ごと(ただし、初回は例1のとおり、最終回は例2のとおりとする) 請求書発行時期について: 各回金利計算期間経過後、速やかに割賦原価及び割賦手数料に係る請求書を発行する (例1) 第1回分の場合 割賦金利計算期間: 引渡し日(同日を含む)から同年9月末日(同日を含む) 請求書発行時期: 令和5年10月1日以降 (例2) 最終回 割賦金利計算期間: 令和20年7月1日～同年7月31日 請求書発行時期: 令和20年8月1日以降	割賦原価及び割賦手数料は、毎回同額となるよう計画ください。
19	4	49	3		①				支払方法	2018年度税制改正により長期割賦販売等に係る延払基準の適用が受けられなくなりました。このため、割賦原価相当分については貴市からSPCに支払を受ける都合ではなく、一時支払金及び割賦原価の合計額を施設引渡年度の売上高として計上することが余儀なくされました。一時金支払分に係る仮受消費税と(貴市より)入金されていない割賦原価に係る仮受消費税が課税されることとなります。SPCの安定した資金調達に寄与することをご考慮頂き、割賦原価に係る消費税相当額については、一時支払金と一時支払金に係る消費税と同時に一括してお支払い頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦原価)にかかる消費税相当分の資金調達コストについては、予定価格に含んでいます。
20	4	49	3		②				本施設の維持管理及び運営業務のサービスの対価の支方法について	維持管理費は、原則として「毎回の支払いにおいて同額を支払うものとする」とされておりませんが、修繕費は毎年度の変動要素が多い費用であるため、業務担当企業の資金負担が大きいものと思料します。例えば各年度4回の支払いは均等払いとし、年度ごとの増減をお認め頂くなど、提案により変動させることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
21	4	51	2	表3					割賦原価支払回数について	表3では、割賦原価及び割賦手数料支払い回数が第1回から第60回まで(計60回)となっていますが、支払回数は以下の考え方のとおり計61回にならないでしょうか(ご確認下さい)。 <考え方> ① 割賦金利計算(全)期間: 引渡し日から令和30年7月末日(=維持管理期間) ② 各回割賦金利計算期間: 初回のみ引渡し日から令和5年9月末日とし、以降四半期タームとする。 ③ ①・②を前提条件とした場合、第60回は令和20年(2038年)4月1日から6月末日となり、令和20年7月1日から7月末日は第61回となります。	原案のとおりとします。支払回数は60回としてください。
22	4	51	2	表3					割賦金利計算期間について	各回割賦金利計算期間を明確化するため、表3について、表4から表6の支払対象月に該当する割賦金利計算期間の項目を追加することをご検討下さい。	原案のとおりとします。
23	5	62	1						別紙5 サービスの対価の改定方法(第61条関係)	建設・工事監理業務費の物価変動につきまして、建築費指数を用いたスライド条項とは別に、建築費指数に反映されない、予期することのできない特別の事情による急激なインフレーションの場合も工事費の変更対象としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	a)	項目等	質問内容	回答
24	5	63	3						維持管理及び運営業務のサービス対価の改定に関する基本的考え	物価変動に伴うサービス対価の改訂に使用する改定率が、日銀統計局の「消費税の影響を除く企業向けサービス価格指数」建物サービスとされておりますが、人件費等の最低賃金が上昇しているなかで、本指数は実態に連動されていません。より実態に即した指数である「総務省統計局消費者物価指数 財・サービス分類指数(全国)」の【サービス】に変更願います。	原案のとおりとします。
25	5	63	3						維持管理及び運営業務のサービス対価の改定に関する基本的考え	物価変動に伴うサービス対価の改訂に使用する改定率が、日銀統計局の「消費税の影響を除く企業向けサービス価格指数」建物サービスとされておりますが、人件費等の最低賃金が上昇しているなかで、本指数は実態に連動されていません。より実態に即した指数であり、日本PFI・PPP協会が提言されている「厚生労働省の毎月勤労者統計調査 賃金指数 就業形態別きまって支給する給与 一般労働者 30人以上」に変更願います。また、次年度分のサービス対価の改定は、毎年の変動毎に変更願います。	前段：原案のとおりとします。 後段：原案のとおりとします。
26	5	63	3						維持管理及び運営業務のサービス対価の改定に関する基本的考え	物価変動に伴うサービス対価の改訂に使用する改定率が、毎年7月の日銀統計局の「消費税の影響を除く企業向けサービス価格指数」を用い、前回改定年度の前半の1月～12月の指数を平均化して3.0%以上の差が生じた場合に、次年度分のサービス対価の改定を行うとありますが、3.0%ではなく、毎年の変動ごとに変更願います。	原案のとおりとします。
27	5	63	3						<改定の計算式>	<凡例>において以下の考え方が例示されていますが、(t-1)と(s)で異なる値を定義している考え方の背景をご教示ください。 CSPI(t-1)：(t-1)年の7月の指数 CSPI(s)：前回改定年度の前年1月から12月の平均	CSPI(t-1)は、改定対象年度に可能な限り近い指数を採用するため、(t-1)年の7月の指数としています。また、CSPIsは、基準年の指数を平均的にとらえるため、前回改定年度の前年1月から12月の平均としています。
28	5	64							改定に用いる指標	運営業務(光熱水を除く)の改定に用いる指標として、「労働者派遣サービス」をとなっておりますが、人件費の適正なお見積りのため東京都の「最低賃金の上昇率」も考慮した改定としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

要求水準書に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	○		11	第1	6	(1)	②				フェンスの撤去	財務省財産のフェンス撤去に関して特別な手続きが必要でしょうか。また手続きが必要な場合は事業者が行うのでしょうか。それとも貴市が行い、事業者が協力するのでしょうか。	本市が事業予定地を取得後のフェンスの撤去については、特別な手続きは必要ありません。
2	○		11	第1	6	(1)	②				土壌状況	「今後、本市において必要な土壌汚染対策工事を実施する」と記載がありますが、工事内容等についてご教授ください。	要求水準書参考資料2に示した汚染状況に対して、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、土壌汚染対策工事を実施します。詳細な工事内容については、令和3年度以降に、落札事業者に対して情報提供します。
3	○		12	第1	6	(1)	②				敷地内樹木	土壌汚染対策工事及び地下埋設物調査の範囲の開示が事業契約締結後となっておりますが、伐根の範囲等が不明なため、費用(伐根した根に付着する土壌汚染処理費用含む)の算出が困難です。入札前に土壌汚染対策工事及び地下埋設物調査の範囲について計画段階でも結構ですので開示していただくか、伐根費用については事業契約締結後、協議としていただくことはできないでしょうか。	前段:土壌汚染対策工事の範囲は要求水準書参考資料2にて汚染が判明している範囲になります。また、財務省において実施される地下埋設物調査については、樹木の多い事業予定地北西部及び北側フェンス付近は調査対象から除外している旨を聞いております。 後段:伐根費用については、提案時に本事業費に含めるものとなります。
4	○		12	第1	6	(1)	②				敷地内樹木	伐根にあたり、事業者の提案する計画に影響がなければ根は残置しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	原則は伐根としてください。ただし残置することがやむを得ない場合等は、計画及び事業期間終了後も含めた本施設の維持管理に影響がないことが確認できることを条件として、事業者の提案によるものとなります。
5	○		12	第1	6	(1)	②				不発弾調査	追加の不発弾調査の結果、不発弾が発見された場合は、貴市のご負担で処理を行うという理解でよろしいでしょうか。その時は必要と認められる工期の延長をお認めいただけませんかでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	○		12	第1	6	(1)	②				地下埋設物	国が地下埋設物調査を実施する様ですが、工事中に予期せぬ地中障害物が見つかり、撤去する場合は貴市でご負担頂けないでしょうか。	事業契約約款第23条第6項のとおりとします。
7	○		12	第1	6	(1)	②				敷地内樹木	抜根について「本市が行う土壌汚染対策工事及び国が行う地下埋設物調査の範囲(事業契約締結後に示す)を除く部分について、事業者が行う」とありますが、入札時には全ての既存樹木の抜根を見込むことで宜しいでしょうか。	参考資料2に示す土壌汚染状況から想定される土壌汚染対策工事範囲は除いた額で見込んでください。
8	○		12~13	第1	6						提供食数と調理能力	食物アレルギー対応食について、資料19「対応実績」も拝見しましたが、最大何種類のアレルギー対応をお考えでしょうか。また、参考例2の最大4メニューについて、小学校中学校でそれぞれ最大2メニューとなっておりますが、1献立当たり2メニューが最大と考えてよろしいでしょうか。	前段:1日にあたり最大4種類のアレルゲン対応を想定しています。なお、対象アレルゲンは、卵(鶏卵・うずら卵)、乳・乳製品、いか、えび、たこ、かに、桃、パイナップル、りんご、たらこ、ごまです。また、アレルギー対応品目ではありませんが、小麦が主原料のパン・麺類が主食の場合には、代替食としてご飯(白飯)を提供することを想定しています。要求水準書を修正します。 後段:2献立合わせて最大4メニューを想定しています。
9	○		17	第1	6	(4)					本市の配置職員数	本市に配置する職員は、17人程度とする予定とあるが、17人程度とは職員は最大17名となるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	○		19	第2	1	(1)	①		(オ)		全体配置	「食材搬入車両、配送車両、一般車両の錯綜が生じないように考慮」とありますが、ここでいう「一般車両」とはどのような車両を指すのでしょうか。	市職員の使用する庁用車、市内行政施設をめぐる文書交換便の配送車、外来者の車両などを想定しています。

要求水準書に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
11	○		19	第2	1	1	①		(サ)		見学	実施方針公表時の質疑で現学校給食共同調理場の見学会は行わないという回答でしたが、再度見学会の開催を要望致します。見学会を開催して頂けないでしょうか。	見学会は実施しません。参考に、現調理場の案内動画を以下にて公開します。 https://www.youtube.com/watch?v=LN2TxeO_Pu4
12	○		19	第2	1	1	①		(シ)		全体配置	「立川市宅地開発まちづくり指導要綱」における大規模開発事業に該当するため、アートの設置及びアートの要素を取り入れた空間の形成等、同要項に規定のない事項についても別途市と協議すると記載があるが、アート作品の作成・購入・設置費用等も当該事業費に含まれるのでしょうか。	アートの設置及びアートの要素を取り入れた空間の形成等については、事業者の提案に基づき本市担当課と協議することになりますが、本市からアート作品の作成・購入・設置について指定することは想定していません。
13	○		19	第2	1	(1)	①		(シ)		アート	「アートの設置及びアートの要素を取り入れた空間の形成等」とありますが、設置後のメンテナンス(清掃・補修)は市の負担との理解で宜しいでしょうか。	本施設に含まれるので、維持管理業務において対応してください。
14	○		19	第2	1	(1)	①		(シ)		アート	「別途本市と協議すること。」とありますが、落札後の市との協議の中で事業者の想定を上回る要望があった場合は追加費用を頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に基づき本市担当課と協議することになりますが、本市が追加で費用負担することは想定していません。
15	○		21	第2	2		②	イ	(キ)		市職員用事務室	「市職員用事務室は、現学校給食調理場との行き来に配慮した配置とする。」とありますが、現調理場の敷地と接している新調理場敷地西側に、直接出入りできる出入り口を設けるとの理解で宜しいでしょうか。	現調理場と直接の出入り口は不要です。事業予定地西側は、新設する公共下水道用地に接することになるため、現調理場の敷地とは接しません。市職員は、現調理場東側出入り口を利用して行き来しますので、そのことを考慮した計画としてください。
16	○		22	第2	1	(1)	④			c	仕上計画	「搬入搬出を行うトラック出入口にはシャッター及びエアカーテンを設け、」とありますが、シャッター部分を扉に置き換えたり、エアカーテンの適用については出入口の開閉頻度に応じて設置するなど、事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	食材の搬入口は、虫等の侵入に留意したうえで自動ドアとし、エアカーテンを設けてください。また、調理済食品の搬出口・食器等の回収口は、外気侵入を防ぐドックシェルターを設けてください。要求水準書を修正します。
17	○		22	第2	1	(1)	④			h	内部の仕上	「法的に必要な排煙窓は、遮光型のパネルとすること。」とありますが、遮光性能のあるシートとしてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
18	○		22	第2	1	(1)	④			j	内部の仕上	「調理エリアの扉は、耐久性・耐水性があり、腐食に強く、錆びにくいステンレス製の鋼製建具とすること。」とありますが、カート等が通過しないエリアの扉やメンテナンス用の扉はステンレス製以外としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案により、扉の位置(カート等が通過しない、水がかからない等)・用途(メンテナンス用)等を考慮し、ステンレス製以外の扉を認めるものとしますが、本市と事業者の協議により決定します。
19	○		22	第2	1	(1)	④			k	内部の仕上	「調理エリアの壁は、台車等による破損防止に配慮し、必要な箇所に必要な高さまで、耐久性・耐水性があり、腐食に強く、錆びにくいステンレス張りとする。」とありますが、必要な箇所は事業者の判断という理解でよろしいでしょうか。	台車等による破損の恐れのある場所、洗い場等の水のかかる場所はステンレス張りとし、それ以外の場所は事業者の提案によるものとします。
20	○		24	第2	1	(3)	①				構造計画の考え方	建築設備の耐震安全性は甲類とありますが、本施設における甲類建築設備とは、災害時に必要なアルファ化米の備蓄や炊き出しに必要な設備と、p.26 才「非常用自家発電設備」に記載の、市職員用事務室、防災用食料備蓄倉庫、配送車駐車場、トイレ等、必要な共用部に関わる設備という理解でよろしいでしょうか。	本施設の全ての建築設備です。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
21	○		24	第2	1	(4)	①				仕上計画	車路管制設備について記載はありませんが、第三者への安全を配慮し、出庫注意灯(回転灯、ブザー付)を計画することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	○		26	第2	1	(4)	①	エ		c	受変電設備	市職員用事務室で使用した電力量を記録、確認できるように、データ採取が可能な子メーター等を設置することとあるが、事業者事務室でも同様な確認が可能なシステムを導入することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
23	○		26	第2	1	(4)	①	エ		c	受変電設備	データ採取が可能な子メーターは更新不要ということではよろしいでしょうか。	維持管理業務において、法令等に基づき、必要に応じて適切に対応してください。
24	○		27	第2	1	(4)	②	イ		b	換気設備	換気設備で、「なお、外気を取り入れる換気設備にも温度調節が可能な機能を付加すること。」とありますが、換気設備に温度調節機能を付加しなくても、室内に温湿度をコントロール可能な空気調和方式を採用する場合には、換気設備の温湿度調節機能は、付加しなくても良いでしょうか。	原案のとおりとします。
25	○		27	第2	1	(4)	②	イ		b	換気設備	調理エリアは外気を取り入れる換気設備にも温度調節可能な機能を付加するとありますが、廃棄物庫や油庫の換気も温調必要でしょうか。	原案のとおりとします。
26	○		30	第2	1	(4)	④	エ			階数エレベーター	「本施設を2階以上とする場合」と2階も認めています。一方「基礎審査項目チェックシート」の「設計業務」の「①全体配置」では「なお、本市は、本施設が1階建てとなることを想定している。」とあります。2階建ての提案では失格になるのでしょうか。それとも事業者の提案によるのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。様式K-1を修正します。
27	○		30	第2	1	(5)					周辺インフラとの接続	インフラ各種は1敷地に1引き込みが原則であるため、現共同調理場とは別敷地として、新たに上水、ガス、電力のインフラを計画することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。現調理場とは別敷地です。
28	○		33	第2	2	(1)	①	ア		o.s.t	調理エリア	上処理調理室を設けた場合すべての条件を満たすことは諸室の配置計画上で困難と思われませんが、条件が一つでも満たせなかった場合は水準書の未達と判断されるのでしょうか。	上処理調理における十分な衛生管理を条件として、上処理調理室を煮炊き調理室にコーナーとして設けることを可能とし、事業者提案によるものとします。要求水準書を修正します。
29	○		33他	第2	2	(1)(2)	①②				調理エリア	上処理調理室を設けない計画とした場合、要求水準書本文中の上処理調理室を煮炊き調理室と読み替えて考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答NO.28をご参照ください。
30	○		33	第2	2	(1)	①	ア		P	調理エリア: 汚染作業区域	揚物や焼物・蒸し物の成形や粉付け、パン粉付けなどの作業は手作り準備室でありますが、10月20日(火)小学校の献立の鮭の塩麴焼きや10月26日(月)中学校の鮭の照り焼きなど下味を付けて調理するものも手作り準備室で行うとの理解でよろしいでしょうか。	その日の献立に応じて、手作り調理室や肉魚下処理室で調理することを想定しています。
31	○		34	第2	2	(1)	②	ア		f	調理エリア	上処理調理室に設置する下拵え用の釜(低輻射ガス釜)は、どのような食材を下拵えする際に使用する想定でしょうか。また、ガス釜ではなく、蒸気釜、電気釜、スチームコンベクションオープンなどでもよろしいのでしょうか。	前段: ブラウン・ホワイトルー(手作り)、ハンバーグの玉ねぎを想定しています。 後段: 低輻射ガス釜を設置してください。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
32	○		34	第2	2	(1)	②	ア		g	調理エリア	調理室に設置する下拵え用の釜(低輻射ガス釜)は、どのような食材を下拵えする際に使用する想定でしょうか。また、ガス釜ではなく、蒸気釜、電気釜、スチームコンベクションオープンなどでもよろしいのでしょうか。	前段:ブラウン・ホワイトルー(手作り)を想定しています。なお、その他の食材の下拵えに利用することも可能です。 後段:低輻射ガス釜を設置してください。
33	○		34	第2	2	(1)	②	ア			室の定義	各調理室(上処理室、煮炊き室、揚物・焼物調理室、和え物室、食物アレルギー対応食専用室、炊飯室)は、「〇〇室」となっておりますが、本事業における室の定義を教えてください。名称が、「〇〇室」になっていた場合でも、使い勝手上、壁がない方が使いやすい場合は、壁や扉がなくとも宜しいでしょうか。また、壁及び扉で必ず区画をしないとけない調理室がありましたら御提示下さい。	前段:所定の機能を有し、天井・床及び四方を壁・扉で囲われている空間を室としています。 後段:上処理調理室を除く各調理室(煮炊き調理室、揚物・焼物調理室、和え物調理室、食物アレルギー対応食専用室、炊飯室)は、原則としてすべて壁や扉で区画することを想定しています。
34	○		35	第2	2	(1)	②	ア		i	調理エリア	チルド庫の想定されている用途をご教示ください。	果物や真空冷却後の食材の保存を想定しています。なお、冷蔵庫の設置でも可とします。
35	○		35	第2	2	(1)	③				調理エリア:各作業区域への出入口(前室)	見出しにある前室の区分ですが、「学校給食衛生管理基準の解説」の第2(1)①二及び、別添の「学校給食施設の区分」では、その他の区域とされています。調理エリアではなく、「③その他エリア:各作業区域への出入口(前室)」としていただけないでしょうか。	「調理エリア」の「その他の区域」とします。要求水準書及び要求水準書資料11を修正します。
36	○		35	第2	2	(1)	③			f	調理エリア:各作業区域への出入口(前室)	調理員用更衣室は一般エリアにあるため、一般エリアを通らずに前室へ行くことはできません。「⑤一般エリア:調理員区域」の見出しを、前室の区分と同様に、「⑤その他エリア:調理員区域」としていただけないでしょうか。	調理員が調理衣に着替えた後、外気が直接流入する場所を通行することがない動線計画としてください。要求水準書を修正します。
37	○		35	第2	2	(1)	②	ア		l	調理エリア:非汚染作業区域	食物アレルギー対応食専用室にて4つの区画とありますが4つの調理ブースという認識でよろしいでしょうか	調理ブース又は調理レーンを想定しています。
38	○		36	第2	2	(1)	④	ア		d	一般エリア:一般区域	「市職員用事務室内に、12人程度の打合せが可能なスペースを設けること。」とありますが、同頁④ウ 打合せ室における利用人数を12人程度とすれば市職員用事務室内のスペースは不要との理解でよろしいでしょうか。	市職員用事務室の打合せスペースとウ打合せ室は、別に設けてください。
39	○		36	第2	2	(1)	④	ア		g	市倉庫	「市職員用事務室に近接して、～」とありますが、階段・EVが近接して設置されていれば市職員用事務室と市倉庫は同一階でなくても宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
40	○		36	第2	2	(1)	④	エ			調理実習室	調理実習室の試作調理について具体的なメニューを御提示下さい。また、試作調理を行う際の人数と開催頻度(年〇回)を御提示下さい。	前段:新たな献立の開発に向けた試作のため、現時点で具体的なメニューをお示しすることはできません。 後段:最大で学校栄養職員5名程度が、月1回程度調理することを想定しています。なお、給食提供のない長期休業期間中は開催頻度が増える可能性があります。
41	○		37	第2	2	(1)	④	エ		b	調理実習室	スチームコンベクションオープンの設置台数をご教示ください。	1台を設置します。
42	○		37	第2	2	(1)	④	カ		b	防災用食料備蓄倉庫	外部から物資の出し入れができ、災害時に、配送車を利用して備蓄物を配送することが可能であれば、設置場所については事業者提案で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
43	○		37	第2	2	(1)	④	カ		C	防災用食料備蓄倉庫	要求水準書(案)に関する質問への回答で「1,100×1,100のパレットを55枚平置きできるスペースが必要」と御回答がありました。建ぺい率制限内でより良い施設を計画するために事業者が丈夫な棚等を用意すれば段置き(複数段)にすることを認めて頂けないでしょうか。	事業者の提案によるものとしますが、入替時の作業効率等にも配慮し、数量や状態が確認しやすい備蓄・管理方法としてください。要求水準書を修正します。
44	○		37	第2	2	(1)	④				作業室	作業室の記載が削除されています。作業室は設けないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	○		38	第2	2	(1)	⑤	ア		g	一般エリア:調理員区域	調理員が食事をする室を設けること。なお、会議室との兼用も可とありますが、会議室の光熱水費は市の負担となっております。事業者が会議室を使用しても問題ございませんでしょうか。	問題ありませんが、節電・節水等に十分留意してください。
46	○		38	第2	2	(1)	⑥			e	玄関ポーチ	事業者のみが使用する玄関ポーチを設ける場合、スロープは不要との理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
47	○		40	第2	2	(1)	⑦	ク			廃棄物保管スペース	「提供する食数を考慮し、適切な分別ができ」とありますが、具体的にどのような廃棄物を想定したスペースでしょうか。	ビニール、ビン、缶、段ボール及び下処理等汚染作業区域での調理業務で発生した粉碎処理機で処理できない野菜くず等を想定しています。
48	○		41	第2	2	(2)					厨房機器設計	「資料18 厨房機器リスト」は提案の参考として示したものであり、機器の種類、メーカー等を指定するものではない。事業者より独自に厨房機器を提案すること。」とありますが、機器の設置台数も事業者の提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	○		45	第2	2	(2)	④				洗浄・消毒・保管の機器	洗浄機の利用熱源は、ガス式、電気式、蒸気式など指定はありますでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
50	○		50	第3	2	(1)					業務期間	工期は令和4年6月1日～令和5年6月末までと記載がありますが、実施方針質問回答No.18において伐根も令和4年6月1日以降に実施することとの指示があり、また、入札説明書等の公表段階でノータム申請ができないこととなったため、大変厳しい工期との理解です。工期について再検討をお願いします。	工期については、事業契約書(案)のとおりとします。なお、伐根については、本市が実施する樹木伐採、不発弾調査及び土壌汚染対策工事と調整が可能な場合には、令和4年6月以前に実施することができます。
51	○		50	第3	2	(1)					業務期間	令和4年6月1日以降に着工とありますが、6月1日以前に着工することは不可でしょうか。	令和4年5月に事業予定地を取得する予定としているため、令和4年6月1日以降の着工を想定しています。
52	○		50	第3	2	(2)					業務期間	この度の新型コロナ等の感染症があった場合、善良な管理者としての注意を払っても避けられない時は不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由に当たるのでしょうか。	本事業に係る新型コロナウイルス感染症によるリスクについては、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計・建設・維持管理・運営等に支障が生じると言える場合は、基本的に「不可抗力」によるものと考えています。
53	○		50	第3	3	(1)				d	関係諸官庁	「関係諸官庁との協議に起因する遅延については事業者がその責めを負う」とありますが、事業者が責めがない諸官庁からの指導などがあった場合は貴市のリスクにして頂けないでしょうか。	協議の内容によります。
54	○		51	第3	3	(3)	②			b	近隣調査	「建築準備調査等(周辺家屋影響調査を含む)を十分に行い」とありますが、調査対象範囲をご指示ください。	「工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領」(東京都建設局)を参考に、本市と事業者との協議により決定するものとします。

要求水準書に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
55	○		51	第3	3	(3)	②			b	近隣説明	工事着手に先立つ市の住民説明の後、別日に建設業務の一環として事業者が住民説明を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	○		51	第3	3	(3)	②			c	近隣説明	近隣対応・対策につきまして、事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることが困難な騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響など事業者の責めに帰すべきでない事由により近隣を含む第三者に損害が生じた場合又は苦情処理等の対応が必要となった場合は、貴市のご負担にて処理・解決いただき、必要と認められる工期の延長をお認めいただけませんかでしょうか。	事業者は、建物工事による近隣住民等への影響を検討し、適切な対策を講じるとともに、問題が生じた場合には、事業者の責任において適切に対処してください。なお、事業契約約款第25条第2項に記載のとおり、市は、事業者からの要請がある場合、事業者による近隣対応・対策に対し必要な協力を行います。
57	○		51	第3	3	(3)	②			e	草刈り	設計期間中に実施する草刈りについて、刈り取った草は現地にて残置と考えて宜しいでしょうか。	事業者が回収して処分してください。
58	○		53	第3	3	(5)	①			d	建設工事	「立川飛行場の航空法に係る物件の高さ制限に留意し、適宜、陸上自衛隊と協議を行い、航空に支障のないよう最大限配慮したうえで、滞りなく建設工事を進めること。なお、事業予定地における高さ制限は、航空法第49条ただし書きの『進入表面又は転移表面に係るもの』に該当するため、いわゆるノータム申請を行うことはできない。」とあり、資料3 立川飛行場の航空法に係る物件の高さ制限によると本計画地は高さ制限が、10m～11m程度と想定されます。工事計画上、鉄骨建方、機械設備の揚重等を行う際に、クレーン設置が必須になるため、一時的にクレーン設置を許可して頂くなどの協議は可能として考えて宜しいでしょうか。また、10m～11m以上のクレーン、重機関係等が使用できない場合は、要求水準書記載の工期(令和4年6月1日～令和5年6月末)や建設費の増額により事業費を予定価格に収めることが困難になると想定されますので、再考の程、よろしく願います。	工期及び事業費は事業契約書(案)のとおりとしたうえで、高さ制限の範囲内で建設工事を進めてください。
59	○		53	第3	3	(5)	①			e	下水道工事	事業予定地南側及び西側の下水道工事について「本市下水道工務課と協議を行い、工事区域・工事車両の調整を行うこと」とありますが、工事着工予定の令和4年6月以降も下水道工事が行われているということでしょうか。また工事着工時には仮設排水を当該下水道に接続することは可能と考えて宜しいでしょうか。	前段:令和4年6月以降については、事業予定地南側及び西側の下水道工事は完了予定です。 後段:工事着工時には下水道工事全期間完了していないため、まだ接続できません。令和4年度末に下水道工事が全期間完了予定ですので、その頃であれば接続できますが、別途下水道管理課排水設備係への届出が必要です。
60	○		53	第3	3	(5)	①			h	作業時間	「土日、祝日の作業は、原則として休工とすること」とありますが、それ以外に立川市や駐屯地の行事、イベント等で休工としなければならない期間はありますか。	現時点では、本市のイベント等に伴う休工期間の設定は予定していません。陸上自衛隊立川駐屯地のイベント等については、陸上自衛隊立川駐屯地(042-524-9321)へご確認ください。
61	○		53	第3	3	(5)	①			h	作業時間	「平日の作業は、原則として8時30分から17時00分までとすること」とありますが、作業前後の準備作業や片付け清掃等は含まないと考えて宜しいでしょうか。また大型重機の搬出入やコンクリート打設後の左官押え作業等、早朝や夜間の作業が予想される場合は、事前協議の上、実施できるものと考えて宜しいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
62	○		54	第3	3	(5)	③			e	下水道用地	「下水道用付近に構造物を設置する場合は、本市下水道工務課と協議すること」とありますが、工事用の仮設事務所や仮囲いについても対象と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
63	○		54	第3	3	(5)	③			g	アートパネル	仮囲いのアートパネル化について、対象は北側歩道面と考えて宜しいでしょうか。またどの程度の範囲を想定されるのでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:事業者の提案によるものとします。
64	○		54	第3	3	(5)	⑤			c	什器備品等の調達及び設置業務	什器・備品等のリース・レンタルによる調達は不可となっていますが、A EDIはレンタルでの調達し、事業終了前に購入し、市へ引き渡すことは可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
65	○		56	第3	3	(5)	⑧			c	提出書類	「e 残土処分計画書」と「q 残土処分計画書」、「g 再生資源利用(促進)計画書」と「r 再生資源利用計画書」はそれぞれ同じ書類でしょうか。それとも「計画書」と「報告書」の誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
66	○		57	第3	3	(6)	①			b	環境調査	「揮発性有機化合物が「学校環境衛生基準」に定める基準以下であることを確認すること」とありますが、調査実施箇所として、調理エリアの汚染作業区域1か所、非汚染作業区域1か所、一般エリアの一般区域1か所、調理員区域1か所の計4か所程度を想定して宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとしますが、要求水準書に記載のとおり、仕上げの異なる居室について確認してください。
67	○		58	第3	3	(6)	③			c	完成写真	完成写真について、航空写真、外装写真、内装写真の各枚数をご指示ください。	航空写真 1~2枚 外装写真 4~6枚(各方位より+正面玄関等) 内装写真 各室 1~2枚 外構写真 2~3枚 程度としてください。
68	○		62	第4	1	(8)	①				実施体制	「実施体制を維持管理業務の開始2か月前までに本市に提出すること」とありますが、「維持管理業務開始前までに本市に提出すること」に見直しの検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
69	○		73	第5	1	(7)	②			g	配送責任者	要求水準書(案)に関する質問への回答のNo.179で、「当該配送業務を実際に行う企業の社員」でも可能との回答がありましたが、修正されていないようです。修正をお願いします。	要求水準書を修正します。
70	○		76	第5	1	(9)	②			d	緊急時(急病・災害等)の対応	災害時の対応として、敷地内で屋外釜を使用したアルファ化米の調理を行うとありますが、何食程度を想定していますでしょうか。	最大11万食(災害発生後2日目まで)を想定します。なお、屋外窯でお湯を沸かし、アルファ化米にかけて温かく調理することを想定していますが、災害の状況次第では、アルファ化米を調理せず、避難所へ配送することも想定しています。
71	○		78	第5	3						検収補助業務	大豆製品について、9/4回答書NO189に豆腐類は当日入荷とありますが、どのような荷姿か、ご教示ねがいます。	現在の納入事業者では、コンテナ(プラスチック容器)にビニールを入れて水を浸した状態で納品されています。
72	○		81	第5	4	(9)				g	アレルギー対応食の炊飯	「アレルギー対応食として提供するメニューの炊飯は、食物アレルギー対応食専用室に設置した専用の炊飯器で調理すること。」とありますが、現調理場で対応しているメニューもしくは想定しているメニューを教えてください。(メニュー名、対応アレルゲンなど)	現調理場では、以下の対応をしています。 ・卵:うなたまごはん、チャーハン、ビビンバ、そぼろごはん等 ・えび:えびピラフ等 ・乳(バター):ピラフ等 また、小麦が主原料のパン・麺類が主食の場合には、代替食としてご飯(白飯)を提供するため、食物アレルギー対応食専用室で炊飯を行うことを想定してします。要求水準書を修正します。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
73	○		85	第5	6	(2)	②			a	配膳業務	「直送搬入品の検収(数量確認、品温測定)を行い、記録をつけること。」とありますが、各直送搬入品業者との立会いでの検収になりますでしょうか。その場合、配膳員の出勤時間を検討する資料としたいため、直送搬入品が搬入される時刻をご教示ください。	前段:お見込みのとおりです。 後段:9時~11時頃を想定していますが、納入事業者(特に牛乳)の事情により、変更となる可能性があります。
74	○		85	第5	6	(2)	⑦			b	コンテナの回収	「牛乳パックは、未開封のものと同のものに分け、学校指定場所に集約すること。なお、飲み残しの牛乳は配膳室で1つの食缶等にまとめ、空パックとして集約することを想定している」とありますが、「飲み残しの牛乳(未開封も含む)は配膳室で1つの食缶等にまとめる。牛乳パックは学校指定場所に集約する」ということでしょうか。牛乳パックをつぶす作業等を含め、どこまでが児童・生徒の担当で、どこからが配膳員の担当でしょうか。	以下の運用を想定しています。 各学級(児童・生徒):空パック・未開封・飲み残りごとにとまとめて、配膳室に戻す 配膳員:①未開封の数を数えたうえで全学級分を1つにまとめる=A、②飲み残しを1つの食缶等にまとめて空パックとし、全学級分の空パックを1つにまとめる=B、③AとBを学校指定場所に搬出する(搬出した牛乳パックは市の委託事業者が回収する)
75	○		86	第5	6	(3)				c	配膳業務	配膳員が配膳衣等を自宅に持ち帰り洗濯することは不可となっております。貴市が配膳室に電源、給排水、洗濯機等を設置されるとの理解でよろしいでしょうか。	清掃等に必要の電源及び給排水は設置済又は今後の学校改修の中で整備する予定ですが、洗濯機等の設置予定はありません。配膳員の配膳衣等は、事業者等が適宜回収し、洗濯・乾燥することを想定しています。
76	○		86	第5	6	(3)				c	配膳業務	配膳員が配膳衣等を自宅に持ち帰り洗濯することは不可となっておりますが、児童・生徒の配膳衣の洗濯等については事業者の業務外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	○		86	第5	6	(4)				c	その他	配膳員の白衣を洗濯するため各学校へ洗濯機を設置してもよろしいでしょうか。	各学校配膳室への洗濯機の設置は想定していません。
78	○		87	第5	7	(2)				e	残滓処理	「本施設敷地内では、肥料化等の処理は行わないこと」とありますが、肥料化等に伴う一次処理についても本施設敷地内では行わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79		10									予定献立表	中学校給食予定献立表10月30(金)きつねうどんは冷凍でしょうか。その場合の荷姿をお示しできますでしょうか。一人分何gでしょうか。	前段:うどんは冷凍です。 後段:現調理場の納入事業者では、段ボールに250g×4個入りの冷凍うどんがビニール袋に個包装された姿で納品されています。
80		10									予定献立表	上記のきつねうどんの調理は煮込みうどん、もしくは、うどんと汁の別配缶のどちらでしょうか。	別配缶です。
81		10									予定献立表	10月15日(木)以外は、小中どちらかで必ず揚げ物があります。廃油業者の見積を積算するため、廃油の回収頻度をお示しできますでしょうか。	現調理場では、月1回程度、廃油業者が回収しています。
82		11									必要諸室リスト	上処理調理室及び、煮炊き調理室とありますが、上処理調理室の機能を満たすスペースと、一方通行の衛生的なワンウェイの調理動線が確保されており、衛生面・機能面等に支障がなければ、スペースの有効活用と効率的な施設の整備を実現するため上処理調理室と煮炊き調理室を隔てる壁は、設けなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.28をご参照ください。
83		11									必要諸室リスト	防災用食料備蓄倉庫は、本施設内に設置するという理解でよろしいでしょうか。あるいは、別棟とすることも可でしょうか。	別棟とすることも可能です。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
84		11									必要諸室リスト	非汚染作業区域の上処理調理室は煮炊き調理室の一部、コーナーとして計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.28をご参照ください。
85		13									食器・食缶リスト	No7、小皿の寸法について、回答書No226で「小皿は後日「資料12 食器・食缶等リスト」を修正します」とありますが、修正されてないようです。改めてご提示ください。	φ147mm×H35mmです。要求水準書資料13を修正します。
86		13									食器・食缶リスト	No26、食缶10Lについて、701個のうち、いくつ保冷用の蓋付を用意すればよろしいでしょうか。	各クラス1つは保冷用の蓋付きとしてください。271個を想定しています。
87		13									食器・食缶リスト	No26、食缶10Lについて、保冷用の蓋付とありますが、保冷材のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
88		13									食器・食缶リスト	No28、29、食缶2L、3Lについて、二重食缶ではない食缶でもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとしますが、ステンレス製で密閉できるものとしてください。要求水準書を修正します。
89		13									食器・食缶リスト	No32、37、38、天ぷら挟み、パン挟み(波型)、マジックしゃもじ559個について、一クラスあたりの本数をご提示ください。	各クラス2本分です。
90		13									食器・食缶リスト	No33、35、36、39、ミニトンブ、うどん杓子、パスタミニトンブ、豆杓子288個について、一クラスあたりの本数をご提示ください。	各クラス1本分です。
91		13									食器・食缶リスト	No34、汁杓子830個について、一クラスあたりの本数をご提示ください。	各クラス3本分です。
92		13									食缶	食缶10Lについて1つは保冷剤を使用となっておりますが、温度管理が担保できる計画であれば保冷材の使用無しの計画としてもよろしいでしょうか。	各クラス1つは保冷用の蓋付きとしてください。
93		15									食品検収表	2/14日さばの切り身、2/20日ミートコロッケ、5/21日イカの切り身、この3種類の当日入荷食品は冷凍でしょうか。	2/14:生、2/20:冷凍、5/21:生です。
94		15									食品検収表	本件食品検品表に記載があり、すでに市ホームページに掲載のない、令和2年6月以前の献立名をご提示ください。	添付資料15食品検収表の後ろに該当の献立表を追加します。
95		15									食品検収表	食品検収表の野菜類については「冷凍」の記載がございますが、肉魚類で「冷凍食品」を取り扱う予定はございますか？取り扱う場合、どのような食材を、どの程度取り扱いますか？また当日入荷となっておりますので、解凍方法について現センターでの処理方法等も合わせてご教示いただけると幸いです。	前段:原則として肉魚類の冷凍食品は想定していませんが、魚肉ねり製品(ちくわ、さつまあげ、かまぼこ等)は、月に数回、冷凍で入荷されます。後段:流水解凍を行っています。
96		16									手作り調理レシピ	想定手作り給食の献立(例)でポテトオムレツの調理に使用する紙カップなどは貴市で準備するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
97		16									手作り調理レシピ	想定手作り給食の献立(例)でポテオムレツの調理に使用する紙カップは、そのまま配缶し学校に配送することになると考えておりますが、その際にゴミとして出る紙カップは、学校にて廃棄するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98		16									災害時対応	バックアップ機能として「温かいアルファ化米を提供」とあり、かつ9/4修正の回答書NO254に「災害時の調理はアルファ化米のみ」とありますが、保管されている「災害後2日目までの約11万食」の配送方法は提案にゆだねると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案を踏まえて、本市と事業者の協議により決定します。
99		17									調理実習室	貴市調達予定の「スチームコンベクションオープン」ですが、あくまでも調理実習室に配置する機器ということであり、給食調理エリアに配置予定の機種種の参考型式ではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100		18									厨房機器リスト	厨房リストに吊戸棚、小物戸棚が多々ありますが、器具消毒保管庫との理解でよろしいでしょうか。そうでない場合、何を収納する想定なのかをご教示ください。	前段:器具消毒保管庫を想定したものではありません。 後段:手袋やビニール、小道具等を想定していますが、厨房リストは参考であるため、事業者において必要な厨房機器を設置してください。
101		27									給食配送・回収先学校一覧	配送計画を作成するにあたって給食準備開始時刻、給食終了時刻で複数の時程があります。、基本的には、括弧書きではない時刻を参考として、配送計画を作成するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、実際の運用に当たっては、特に中学校の時程の変更を予定していることを踏まえ、市と事業者の協議により決定するものとします。

No	本編	別紙 番号	頁	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1		別紙1				設計業務	①地域性・景観性への配慮で「隣接する現調理場との調和」と記載があります。本件では、遊歩道、災害食応援物資運搬で連携・調和等が要求水準で求められておりますが、他に調理員や食器・食缶等備品の融通等で現調理場との連携を図ることで加点されることはあるのでしょうか。	想定していません。
2		別紙2				番号の数字 の表記	別紙2「加点項目審査の評価基準」では「事業計画全般に関する事項」はローマ数字（Ⅰ、Ⅱ）で書かれています。一方、様式集（入札書類審査）では「様式B-**」にはアラビア数字（1, 2）です。どちらかに統一する必要はありますか。	提案書は様式集に従い、アラビア数字をご使用ください。

様式集(入札参加資格審査)に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○		1	入札参加資格審査に関する提出書類	「ファイルの表紙には入札参加者名(入札参加グループ名)」とあります。「入札参加者名」と「入札参加グループ名」の違いは何でしょうか。また、「入札参加グループ名」は、どの様式で届け出れば良いのでしょうか。	入札参加者名と入札参加グループ名は同義です。「入札参加グループ名」の記載は削除します。
2	○		1	入札参加資格審査に関する提出書類	「2. 入札参加資格審査に関する提出書類」のうち、納税証明書とありますが、納税証明書の種類等をご教示ください。	入札説明書に関する質問への回答No.20をご参照ください。
3		2-3			◆3、4を証する書類として、施工証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付とありますが、3、4を兼ねている実績の場合は、添付は1部で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		2-4, 2-5, 2-6, 2-7			各業務を複数社で実施する場合で実績等の参加資格を有さない企業においては、各様式の記載を、有している参加資格のみに書き換えてよろしいでしょうか。	代表企業、構成企業及び協力企業となる企業は、様式を提出してください。各業務を複数社で実施する場合で、実績等の参加資格を有さない企業については、有している参加資格のみを記載してください。
5		2-11			代表企業に所属する社員が入札手続きを行う場合、本様式は不要(代表企業の代表者から代表企業の社員への委任は不要)との理解でよろしいでしょうか。	必要です。
6		2-12		事業実施体制	本様式は、提案審査に影響を及ぼすものでしょうか。	加点点目審査に影響はありません。

様式集(入札書類審査)に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1						入札参加資格審査に関する提出書類	リスク分析にかかる詳細表や付保する予定の保険に関する評価書等を、添付資料として提出してもよろしいでしょうか。	提案書類に関する添付資料については、以下の書類に限り、提出を認めます。 ・リスク分析にかかる詳細表 ・保険評価書・保険引受書 ・(地元企業等からの)関心表明書 ・金融機関からの関心表明書または融資確約書
2	○	1	1	(1)	②	書式等	文字の大きさに指定は有りますでしょうか。	指定はありませんが、見やすい大きさとしてください。
3	○		1	(2)	①	提出部数等	「封筒の表書きには事業名、書類名、入札参加者名」とあります。「入札参加者名」は、様式集(入札参加資格審査)の表紙の次のページにある「入札参加グループ名」ではないでしょうか。	入札参加者名と入札参加グループ名は同義です。「入札参加グループ名」の記載は削除します。
4	○		1	(2)	①	入札書類審査に関する提出書類	A-1及びA-5の副本は、正本のコピーでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	○		1	(2)	②	提案書	「提案書の各項目にインデクスを」とあります。ここでいう各項目とは「落札者決定基準」別紙2を例に取れば、「I 事業計画全般に関する事項」という加査審査項目を指すのでしょうか、あるいは「(1)本事業への基本的な考え方」の加査審査項目を指すのでしょうか。	「様式集(入札書類審査)」の4枚目以降に記載している「入札書類審査書類の構成」の表をご確認ください。この「項目」(様式No.)ごとにインデクスを付けてください。
6	○		1	(2)	②	提案書(1.~7.)	「企業名については『代表企業』『構成企業A』(略)」等の匿名を使用する」とあります。代表企業は分かりますが、構成企業Aというのは様式1-1に書く「構成企業 1」に対応すると考えるてよろしいでしょうか。以降2=B、3=Cのように。	お見込みのとおりです。
7	○		1	(2)	②	提案書(1.~7.及び基礎審査項目チェックシート)	匿名とするのは、入札参加者のみであり、金融機関や入札参加者からの再委託予定企業などについては企業名を記載してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	○		1	(2)	②	提案書	「副本分については、入札参加者名及び代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、入札参加者名については参加表明書提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」、「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用すること。」とありますが、正本については一番最初に「社名対応表」を付けるかたちでの対応になるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	○		1	(2)	②	企業名の記載について	正本・副本の企業名の記載について「副本分については・・・匿名を使用すること」とありますが、正本を含め企業名等を伏せて全ての提案書を作成し、正本には冒頭に企業名対応表を添付するという方法でもよろしいでしょうか。	様式集(入札書類審査)に関する質問への回答No.8をご参照ください。
10	○		1	(2)	③	提案書(8.,9.)	「A3判横長左綴じ」というのは、用紙のことでしょうか。ファイルのことでしょうか。用紙はA3でも提案書(1.~7.)のように、A4ファイルに横折り込みということはありませんか。	ファイルのことです。
11	○		1	(2)	④	CD-R	CD-Rに入れるデータは正本のデータという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

様式集(入札書類審査)に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
12	○		1	(2)	④	その他	「当該CD-RIには様式A-3、様式A-4、様式A-4別表は含めないこと」とあります。様式A-1、様式A-2、様式A-5はCD-RIに焼くのでしょうか。	様式A-1、様式A-2、様式A-5はCD-RIに入れてください。
13	○		1	(2)	④	その他	提案書の内容を補足するため、金融機関以外からの関心表明書などの添付は認められますでしょうか。	様式集(入札書類審査)に関する質問への回答No.1をご参照ください。
14		A-4				入札価格計算表	「※1には、物価上昇を見込まず、合計額を記入すること」とありますが、具体的には何を指しているのでしょうか。	物価上昇による増減は見込まず、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の合計額を記入してください。
15		A-4	2	②		運営業務費実額	以下の理解でよいでしょうか。 A-4 入札価格計算書 2. ② 運営業務費=A-4 別表③ ㊦及び㊧の事業期間合計	お見込みのとおりです。
16		A-4	2	②		運営業務費	開業準備費(※固定費)とありますが、様式A-4 別表③ 運営業務費のサービスの対価の内訳には、開業準備費を記載する箇所がありません。開業準備費は、第1回目の支払いに含まれるものであり、本様式からは削除してよろしいのではないのでしょうか。	原案のとおりとします。様式A-4に開業準備費を記載したうえで、別表③では第1回目の固定費に含めて記載してください。
17		A-4	2			運営業務固定費	以下の理解でよいでしょうか。 A-4 入札価格計算書 2. 運営業務固定費(四半期毎 円)(※開業準備費を除く)=A-4 別表③ ㊦の事業期間合計	様式A-4の「2. 運営業務固定費(四半期毎 円)(※開業準備費を除く)」には、別表③㊦の事業期間合計額から開業準備費を除いた金額を記載してください。
18		A-4	別表③	㊦		固定費	開業準備費については、以下の様式・項目に含まれる、との理解でよいでしょうか。 ① 様式A-4 別表③ 第1回 ㊦固定費 ② 様式A-4 別表③-1 第1回 ㊦ 運営費に対する固定費及び光熱水費を除く運営費	お見込みのとおりです。
19		A-4	別表③	㊧		変動費	各回変動費を算出するにあたり、用いる提供食数についてですが、単純に以下の考え方に則した食数でよいでしょうか。 <考え方> 入札説明書P.24 第7 4 ウ運営費の算出に用いる年間合計提供食数において 各年度の食数÷12ヶ月×3ヶ月 (例1)初年度(令和5年度)の場合 年間1,057,000食となっているため 第1回の食数は、1,057,000食÷7ヶ月×1ヶ月=151,000食 (例2)初年度(令和5年度)の場合 年間1,057,000食となっているため 第2回の食数は、1,057,000食÷7ヶ月×3ヶ月=453,000食 (例3)最終回(令和20年度7月)の場合 年間524,000食となっているため 524,000食÷4ヶ月×1ヶ月=131,000食	お見込みのとおりです。
20		A-4、G-2、H-1、H-2、H-3、H-4					金額記載欄の単位が「円」の様式と「千円」の様式がありますが、どちらか一方の単位へ統一して記載することは可能でしょうか。	様式A-4については、単位は「円」とします。その他の様式については、「千円」単位で記載してください。

様式集(入札書類審査)に関する質問への回答

令和2年11月11日

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
21		B-**					各様式の上部の網掛けになっている部分に【項目名を記載して下さい。】とあります。この隅付き括弧は、残す必要がありますか。また、この網掛け部分はイタリック体で記載するのですか。	指定はありませんが、分かりやすく項目名を記載してください。
22		G-1	1		②	外部借入等の借入条件の概略	この表には金額の単位が記載されておりませんので円単位か千円単位かご教示いただけませんか。	千円単位とします。様式集(入札書類審査)を修正します。
23		G-1	2	(1)		割賦金利について	割賦金利の毎回の支払額には、円未満の端数が生じますが、割賦金利の各支払回で生じた端数を切り捨てた上で割賦金利総額に対する差額は最終支払回などで調整する必要がありますでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
24		G-2				法人税等	実効税率の指定があればお示ください。	指定はありません。
25		G-2				損益計算書	誤植でしょうか。 損益計算書→売上→市からの収入→施設費等相当分→施設費(一次支払金) 【変更前】一次支払金 【変更後】一時支払金	ご指摘のとおり、様式集(入札書類審査)を修正します。
26		H-2		①		表外注記(ポツ2つ目)	① 維持管理費(年次計画表) 欄外ポツ2つ目において「…毎四半期ごとの支払いが同額となるよう、平準化した金額を…」とありますが、「…毎年度ごとの支払いが同額となるよう、平準化した金額を」記入すればよいでしょうか。表② 運営費(年次計画表) 欄外ポツ2つ目においても同様です。	お見込みのとおりです。様式集(入札書類審査)を修正します。
27		K-1				第1総則の2本事業の基本方針	2 本事業の基本方針の行にも回答欄があるように見えますが、ここは回答を求めているという解釈でよろしいですね。	お見込みのとおりです。様式K-1を修正します。
28		K-1				第2設計業務の1設計業務における基本的考え方	こちらも回答を求めているでよろしいですね。	「設計業務の実施に当たっては、関係法令等を十分に確認するとともに、関係機関等と事前に十分に協議し、調査等を行った上で計画すること。」という要求水準を満たす提案内容であることを確認し、回答してください。
29		K-1	1	(1)	①	全体配置	「本施設が1階建てとなることを想定している。」とありますが、高さ制限の範囲内で施工が行えれば階数に関する制限はないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式K-1を修正します。
30		K-1				第2設計業務の2設計業務対象施設に係る要件	こちらも回答を求めているでよろしいですね。	お見込みのとおりです。様式K-1を修正します。
31		K-1				第4維持管理業務の1維持管理業務総則	「次の対象業務」とあります。「次の」は何を指しますか。	「1 維持管理業務総則 (1)業務の対象範囲」に示す業務を指します。

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
32		K-1				第5運営業務 の1運営業務 総則の一つ 目	「事業者は、(略)以下の内容の運営業務を実施すること」の「以下の内容」とは何でしょうか。	「1 運営業務総則 (1)業務の対象範囲」のa~hに示す業務を指します。
33		K-1				同二つ目	手作り給食のことと、消耗品の更新という全く性格の異なる二つを聞かれています、それぞれを記載する様式を書けば良いでしょうか。	様式K-1を修正します。
34		K-1				第5運営業務 の6配膳業務 の(2)配膳 業務の流れ	「以下の事項を行うこと」の以下とは何ですか。	「6 配膳業務 (2)配膳業務の流れ」の①~⑧に示す内容を指します。
35		K-1				第5運営業務 の8食に関す る指導の支 援	「以下の食に関する指導」の以下とは何ですか。	「8 食に関する指導の支援」の(1)~(6)に示す内容を指します。

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別記様式 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		2	6	2		事業契約の締結等	「入札前に確定することができなかった事項を除いては、原則としては変更しないものとする」とありますが、質疑回答で確認を行った以外で、新しく条文の意味の明確化やその他細部の契約変更が必要になった場合は、確認や協議の場を設けていただけないでしょうか。	条文の意味を明確にするための確認・協議の場は設けます。
2	○		2	6	2		事業契約の締結等	場合によっては、入札後に協議・確定する事項もあるかと存じますので、当該定めを削除して頂きたく存じます。	原案のとおりとします。合わせて、基本協定書(案)に関する質問への回答NO.1をご参照ください。
3	○		3	6	5		事業契約の締結等	本条は、仮事業契約締結後に適用される定めになりますでしょうか。	基本協定締結後、事業契約を締結することができない場合に適用される定めです。
4	○		4	11	1		有効期間	本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約のすべてが終了した日を終期とする期間とあるが、基本協定は事業契約の締結までと変更をお願いいたします。	原案のとおりとします。
5	○		4	11	1		有効期間	第1条のとおり、基本協定書の目的は事業契約の締結に向けて必要な事項を定めることにあります。その為、有効期間の終期はその目的が達成される事業契約の成立日にして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
6	○		4	11	1		有効期間	「事業契約のすべてが終了した日」として終期が記載されておりますが、かかる記載が曖昧にも見受けられますので、「事業契約の締結」や「事業契約が終了するまで」などと具体的な記載に変更して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
7	○		4	12	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	第12条第1項各号のいずれかに該当し事業契約を締結しないこととなった場合には、第6条第5項の違約金支払い義務も生じるのでしょうか。また、事業契約が解除されることとなった場合には事業契約書(案)第68条第4項の違約金支払い義務も生じるのでしょうか。	前段:第12条第1項各号のいずれかに該当し事業契約を締結しないこととなった場合には、同条第2項から第4項の規定が適用され、第6条第5項の違約金支払い義務が追加で生じることはありません。 後段:事業契約書(案)に関する質問への回答NO.57をご参照ください。
8	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害賠償	仮に第12条が適用されて事業契約の締結に至らなかった時は、第12条の損害賠償だけなのでしょうか。それとも第6条も適用され重複して損害賠償が100分の20になるのでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問への回答NO.57をご参照ください。